

答 申 第 1 7 1 号
令和3年1月14日

佐賀市長 秀 島 敏 行 様

佐賀市個人情報保護審査会
会 長 村 上 英 明



佐賀市個人情報保護条例第9条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第9条第1項の規定に基づき、令和2年12月14日付け佐市
循推第289号により諮問がありました「ごみ搬入予約システムによる電子計算機処理の
開始について」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。

ただし、個人の権利利益の保護を図るため、次の点に配慮した取り扱いとするよう求め
ます。

記

搬入予約システムを利用する個人情報については、条例の趣旨に則り、必要最小限とす
る等慎重を期し、市民の権利を不当に侵害することがないように、十分に配慮すること。